

令和5年度汐井川水質検査業務委託

仕 様 書

久留米市環境部

令和5年度汐井川水質検査業務

1. 検査目的
汐井川水利組合との協定事項に基づき、旧高良内埋立地周辺の公共用水域の水質汚濁状況を把握することを目的とする。
2. 履行場所
久留米市高良内町地内 汐井川水域
3. 履行期間
契約締結日の翌日から令和6年3月31日までとする。
4. 試料採取月、検査回数、試料採取場所及び方法
 - (1) 試料採取月・検査回数
 - ・令和5年5月、7月、9月、令和6年1月の計4回
 - ・No. 1, 2, 4 地点については、年4回、No. 3の地点については年1回、No. 5の地点については、年3回の採取とする。
 - ・No. 3 地点の採水不可時(非灌漑期)はNo. 5 地点を採取すること。
 - (2) 試料採取場所：別紙位置図参照
 - (3) 試料採取方法
 - ・季節により水量が変化するため、川の中心部付近で水量が多くその川を代表する地点で採取すること。
 - ・雨天時は順延する。(通常の状態であれば順延する。)
5. 検査日時
市より指定する。

6. 分析項目・分析方法 (12項目×4地点)

	分 析 項 目	分 析 方 法
1	水素イオン濃度	環境庁長官及び厚生大臣が定める方法による。
2	銅及びその化合物	
3	亜鉛及びその化合物	
4	鉄及びその化合物	
5	窒素含有量	
6	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	
7	カドミウム及びその化合物	
8	シアン化合物	
9	有機リン化合物	
10	鉛及びその化合物	
11	六価クロム化合物	
12	ヒ素及びその化合物	

7. 計量証明書の提出

- (1) 検査終了後、30日以内に計量証明書を作成し、提出すること。
- (2) 項目毎に分析方法を明記すること。

8. 暴力団排除に関する事項

受注者は、当該業務に当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 暴力団から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督職員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) 暴力団等から不当要求による被害又は業務妨害を受けた場合は、その旨を速やかに監督職員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。
- (3) 排除対策を講じたにもかかわらず、業務に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督職員と工程に関する協議を行うこと。

9. 業務遂行上の遵守事項

- (1) 業務の遂行に当たっては、その精度を高めるため最大限の努力を払い、業務の目的を十分に達成する成果品を提出しなければならない。
- (2) 業務遂行上において、安全確保のために考えられる保護具等を装備、着用すること。
- (3) 本仕様書に明示されない事項又は疑義が生じた場合は、協議の上決定する。